

## 特殊車両通行認定について

### 1 特殊車両通行認定とは

道路法に基づく車両の制限（一般的制限値）を超えない車両であっても、道路の幅員と車両の幅との関係によって通行の制限が生じることがあります。

それらの道路をやむを得ず通行する場合は、道路管理者から「通行認定」を受ける必要があります。墨田区が管理する道路の通行認定申請は、土木管理課 占用・監察担当まで申請してください。

なお、車両制限令による限度（下表参照）を超える車両の通行は、車幅規制の有無にかかわらず特殊車両通行許可の申請が必要です。

車両制限令第3条による最高限度（一般的制限値）	
幅	2.5m
高さ	3.8m
長さ	12.0m
総重量	20.0 t
軸重	10.0 t
輪荷重	5.0 t

いずれか1つでも限度を超えた場合は「特殊車両通行許可」の対象となりますのでご注意ください。

通行できる車両は、車両制限令第5条第1項から第3項で規制する車幅の限度内のものとなります。

**例** 上記、一般的制限値内の車両が 2.0mの車幅規制がかかっている区道を通行しようとする場合

- ・当該車両幅が 2.0m以下の場合 申請なしで通行が可能です。
- ・当該車両幅が 2.0mを超える場合 特殊車両通行認定の申請が必要です。

### 2 申請に必要なもの

必要書類	部数
特殊車両通行認定申請書（様式第一）	2部
車両内訳書（申請台数が複数の場合のみ添付）	2部
通行経路を記載した図面（様式不問）	2部
自動車検査証の写し（通行する車両分すべて必要） 通行開始日現在で有効期間が満了していないもの	1部
工事概要、工程表、現地写真等、工事の内容がわかるもの	1部

### 3 申請書記載時の注意事項

申請書へ代表者印等の捺印は不要です。

運行期間：必要最小限の期間を記入して下さい。ただし、1度の申請で3か月の運行期間を超えることはできません。

運行時間：午前9時から午後5時までとしますが、必要最小限の時間として下さい。上記の時間を超えることは原則できません。

通行経路：車幅規制の道路を最小限の通行距離となるようにして下さい。

出発地又は目的地が、規制道路の沿線にある場合のみとし、通過については認定できません。

### 4 申請から認定書交付まで

特殊車両通行認定は申請から認定書交付まで2週間（10開庁日）程度かかります。申請には余裕をもって提出して下さい。

また、申請時期や内容によっては認定されない場合もありますので、事前に御相談いただきますようお願いいたします。

特殊車両通行認定書ができましたら、申請書記載の担当者まで連絡いたしますので、速やかにご来庁の上、受け取りをお願いします。

### 5 特殊車両通行認定書の携帯について

特殊車両通行認定書を受け取りましたら、一式を台数分コピーした上で、各車両に搭載してください。

### 6 その他

申請に当たってご不明な点は、担当までお問い合わせ下さい。

#### 【問い合わせ】

墨田区 都市整備部 土木管理課 占用・監察担当

電話：03-5608-6282

メール：KANRI@city.sumida.lg.jp